

令和7年度市民協働・共創促進事業 候補事業審査のご案内

1 選定方法について

令和7年度市民協働・共創促進事業は、府中市市民協働推進会議協働事業選定・評価部会（以下、「部会」という。）にて行う。なお、市民協働推進部長・協働共創推進課長、協働・共創アドバイザーはオブザーバーとして参加するものとする。

2 選定の流れについて

事業選定の流れは次のとおりとする。

| | 内容 | 評価者 |
|-----|-------------|-----------------------------------|
| 第1部 | 公開プレゼンテーション | 部会員、市民協働推進部長、協働共創推進課長、協働・共創アドバイザー |
| 第2部 | 審査会 | 部会員 |

(1) 第1部 公開プレゼンテーションについて

ア 出席者及び役割

(ア) 提案団体、市担当課

1団体につき35分以内（提案・説明15分、質疑応答15分、採点5分）で、プレゼンテーションを行う。

(イ) 部会員

団体からの提案・説明を聞き、内容等について質問をする。審査基準に基づき、各事業の審査の採点を行う。

(ウ) 市民協働推進部長、協働共創推進課長

団体からの提案・説明を聞き、内容等について質問をする。

※ 採点結果は、公開プレゼンテーション終了後に実施する審査会において、判断材料とするための参考資料として使用する。

(エ) 協働・共創アドバイザー

団体からの提案・説明を聞き、内容等について質問をする。

※ 採点結果は、公開プレゼンテーション終了後に実施する審査会において、判断材料とするための参考資料として使用する。

(オ) 事務局

時間の管理や採点結果の集計など、必要な補助を行う。

イ 採点方法

市民協働・共創促進事業審査基準（別紙1）にある6項目に基づいて、

10点満点で採点する（計60点満点）。

ウ その他

- (ア) プрезентーションは公開で実施する。
- (イ) 提案団体は提案説明をする際、マイク、モニターを使用することができる。
- (ウ) 提案団体及び市担当課は、プレゼンテーション開始予定の10分前までに来場することとする。
- (エ) 事務局は、説明の残り時間を表示する

(2) 第2部 審査会について

ア 出席者及び役割

- (ア) 部会員

公開プレゼンテーションを踏まえ、各事業の採点結果に基づいて、市民協働推進部長、協働共創推進課長及び協働・共創アドバイザーと意見交換を行い、候補事業を選定する。
- (イ) 市民協働推進部長、協働共創推進課長

オブザーバーとして参加する。公開プレゼンテーションを踏まえ、各事業の採点結果に基づいて部会員、協働・共創アドバイザーと意見交換を行う。
- (ウ) 協働・共創アドバイザー

オブザーバーとして参加する。公開プレゼンテーションを踏まえ、各事業の採点結果に基づいて部会員、市民協働推進部長、協働共創推進課長と意見交換を行う。
- (エ) 事務局

採点の集計結果の報告等、必要な補助を行う。

イ 審査の流れ

- (ア) 事務局が部会員及びオブザーバーの採点集計結果について報告を行う。
- (イ) 集計結果を元に、部会員、市民協働推進部長、協働共創推進課長、協働・共創アドバイザーがプレゼンテーションのあった順に意見交換を行う。
- (ウ) 意見交換終了後、部会員が候補事業を選定する。

ウ 審査方法

審査は、各部会員が「可」または「不可」を判定するとともに、表に定める審査選定基準表による採点を行うものとする。部会員の過半数が「可」と判定し、かつ、全部会員の合計点数が6割を超えるものを候補事

業として選定する。

同時期の審査において、要件を満たす事業が複数あり、全ての事業を選定すると予算額を超過する場合は、審査の点数が高い順に選定する。

- ※ 最低基準を満たしておらず、不採択となる事業についても意見交換を行う。
- ※ 意見交換を踏まえて採点を変更する場合は事務局に伝える。
- ※ 採点結果が上位の事業から順に採択されるのではなく、最低基準を満たし、採点結果が上位であっても、選考によっては不採択となる可能性がある。
- ※ 不採択の場合はその理由を明確にし、必要に応じて付帯条件を付ける場合はその条件を明確にする。

エ その他

審査会は非公開で実施する。

3 審査結果後について

審査結果については、部会から市民協働推進会議本会議へ報告し、候補事業の採択結果について市が答申を受ける。その後、答申の結果を踏まえ、市が事業実施の意思決定を行い、提案団体・市担当課へ正式採択結果通知を送るものとする。

通知後、提案団体と市担当課は打合せを重ね事業の実施に向けて調整する。